

（ 令 4 . 1 . 2 0
総 7 - 3 ）

説明資料

〔令和4年度税制改正について（地方税）〕

令和4年1月20日（木）

総務省

目 次

〔固定資産税等〕

- 固定資産税等に係る令和4年度における特別な措置（案） 4

〔法人事業税〕

- 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応等（案） 8
- 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し（案） 9
- ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し（案） 10

〔個人住民税〕

- 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（案） 12

〔納税環境整備〕

- eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大（案） 14
- eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大（案） 15

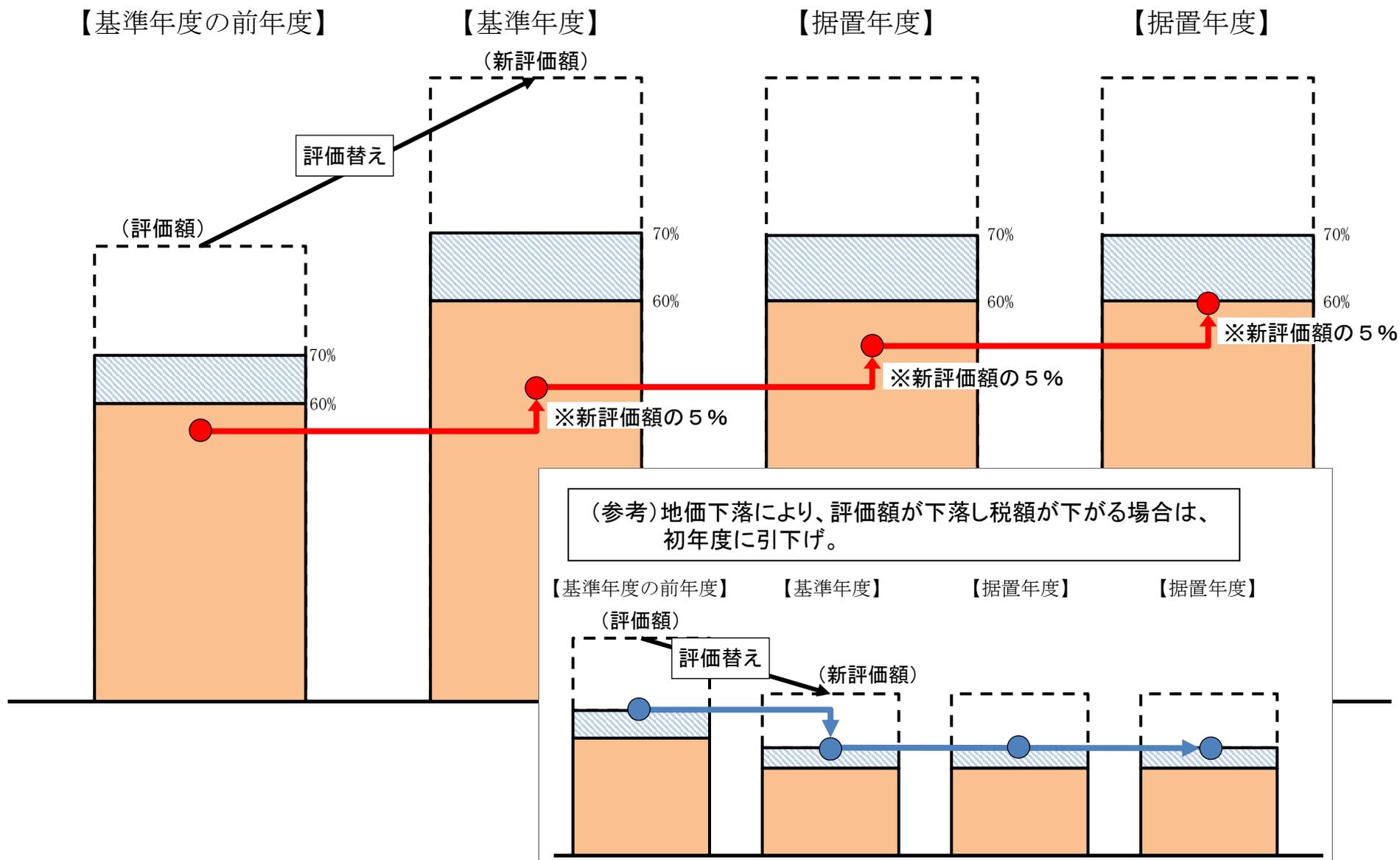
〔主な税負担軽減措置等〕

- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（案） 17
- 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の創設（案） 18
- 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（案） 19

固定資産税等

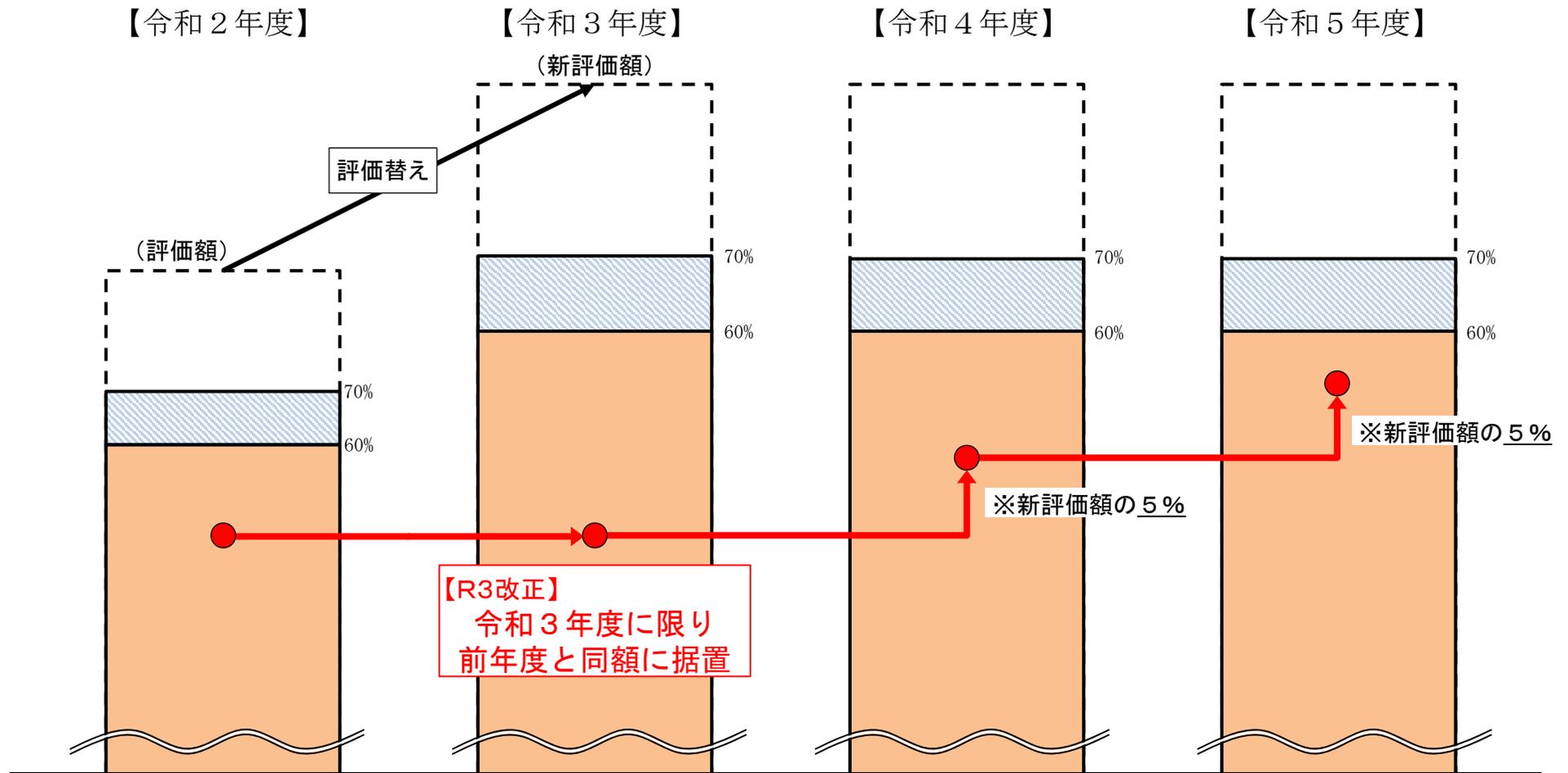
地価が上昇した土地(商業地等)における負担調整措置のイメージ

○ 地価上昇により、評価額が上昇し税額が上がる場合は、なだらかに引上げ。



固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

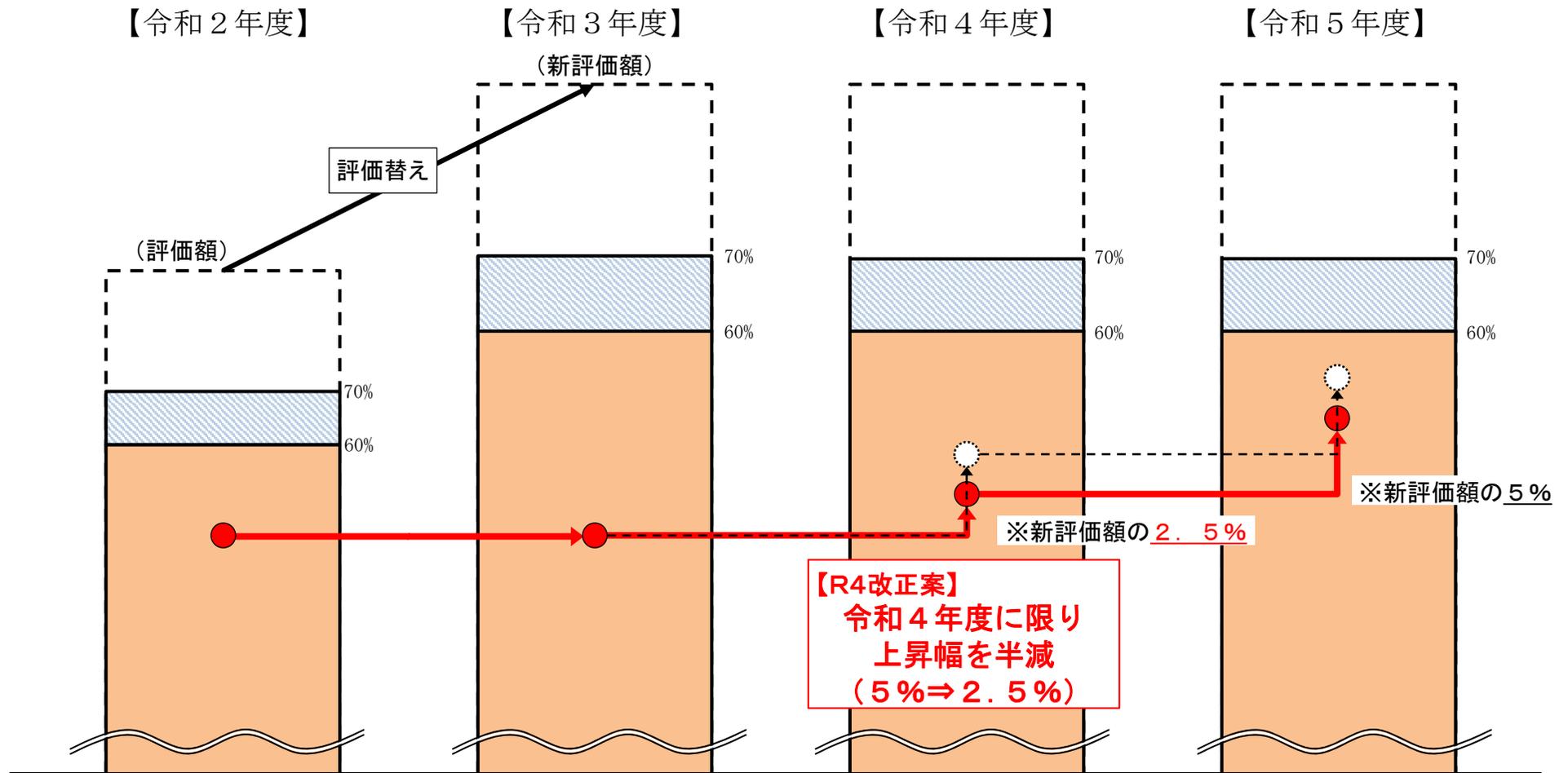
令和4年度改正前(商業地等)



※ 商業地等以外の土地についても、令和3年度に限り前年度と同額に据置。

固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和4年度改正案(商業地等)

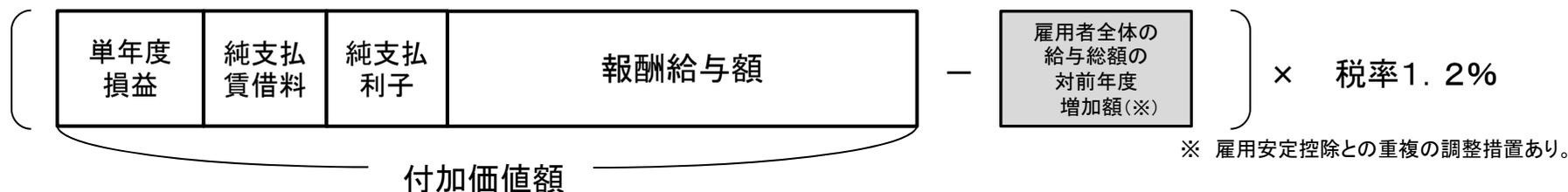


法人事業税

法人事業税付加価値割における賃上げへの対応等(案)

- 法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
(2年間の時限措置)

<法人事業税付加価値割の算定(イメージ)>



<適用要件・控除額>

【現行】

【要件】(法人税と同様)

新規雇用者の給与総額: 対前年度増加率2%以上

【控除額】

新規雇用者の給与総額

(雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を上限とする。)



【改正案】

【要件】(法人税と同様)

継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率3%以上(※)

【控除額】

雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

(※) 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることを要件とする。

※ 別途、中小企業における法人税の所得拡大促進税制の見直しについて、法人住民税法人税割において国税に準じて所要の措置を講ずる。

大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し(案)

- 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の法人事業税所得割について、標準税率を1.0%とする。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
現 行	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
改 正 案	1.0% (3.6%)		

(注) 括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率。

- ※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
※ その他所要の措置を講ずる。

ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し(案)

- ガス供給業について、令和4年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しを行う。

1. 見直しの対象

- 製造・小売事業に係る課税方式を見直し。

2. 課税方式・税率

(1) 導管部門の法的分離の対象となる法人等

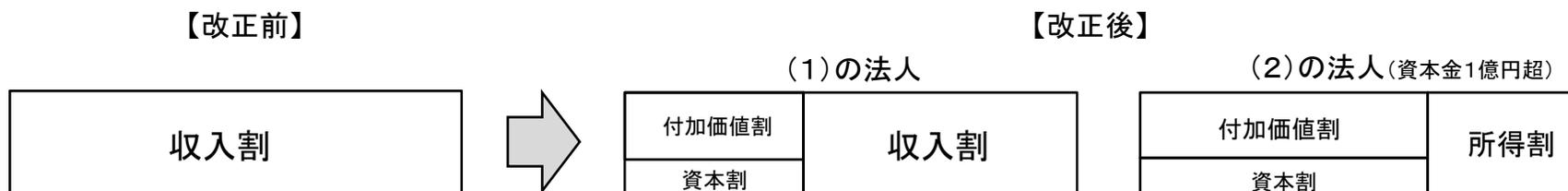
- 課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。
- 税率は以下のとおり(括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。)

【改正前】 収入割1.3%(1.0%) → 【改正後】 収入割0.78%(0.48%)、付加価値割0.77%、資本割0.32%

※ 特別法人事業税の税率を以下のとおり見直し
(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の62.5%

(2) (1)以外の法人

- 他の一般の事業と同様とする。



※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 代替財源として、導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止(所要の経過措置)。

個人住民稅

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応(案)

- 所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。

《個人住民税における控除限度額》

居住年	令和4年～令和7年
控除限度額	<u>所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)</u>

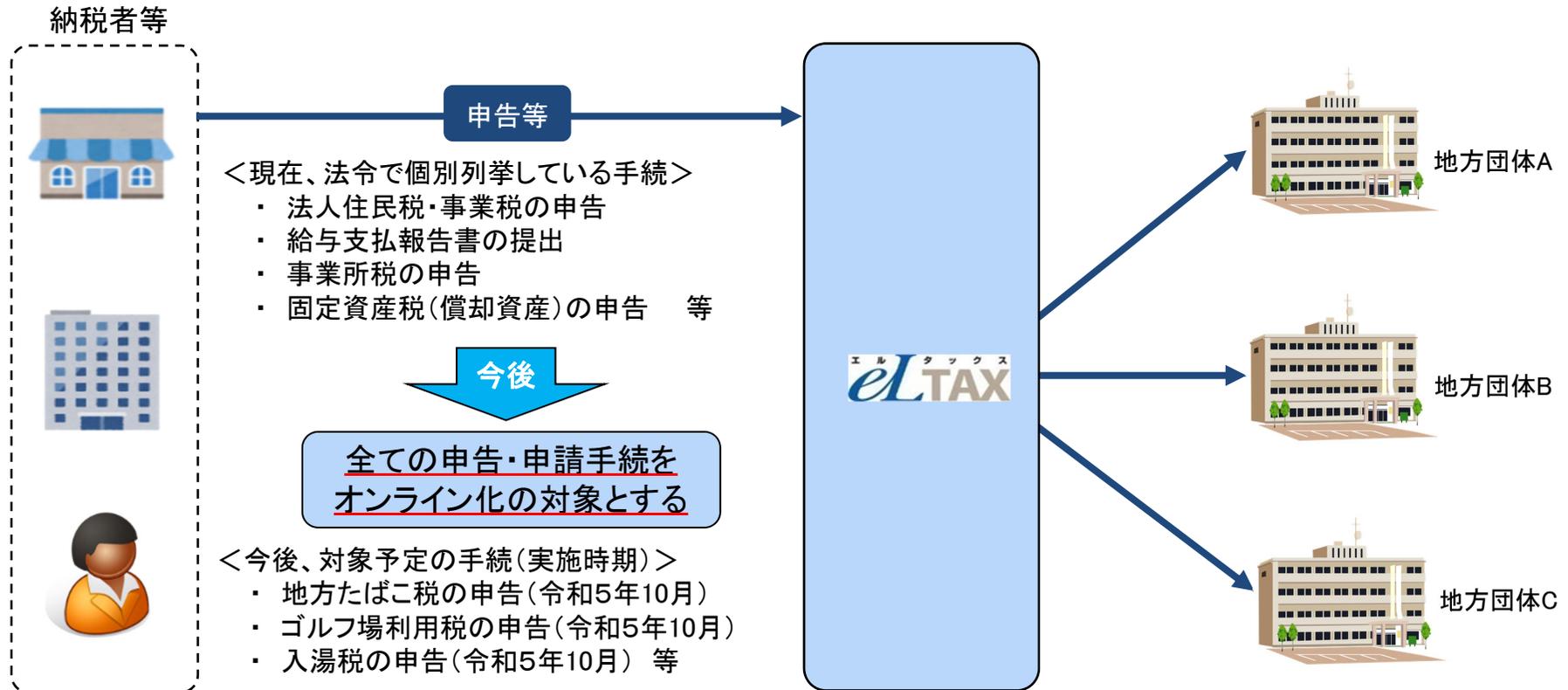
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

納税環境整備

eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大(案)

- eLTAX(地方税ポータルシステム)を通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
- 今後は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことができるよう所要の措置を講ずる。

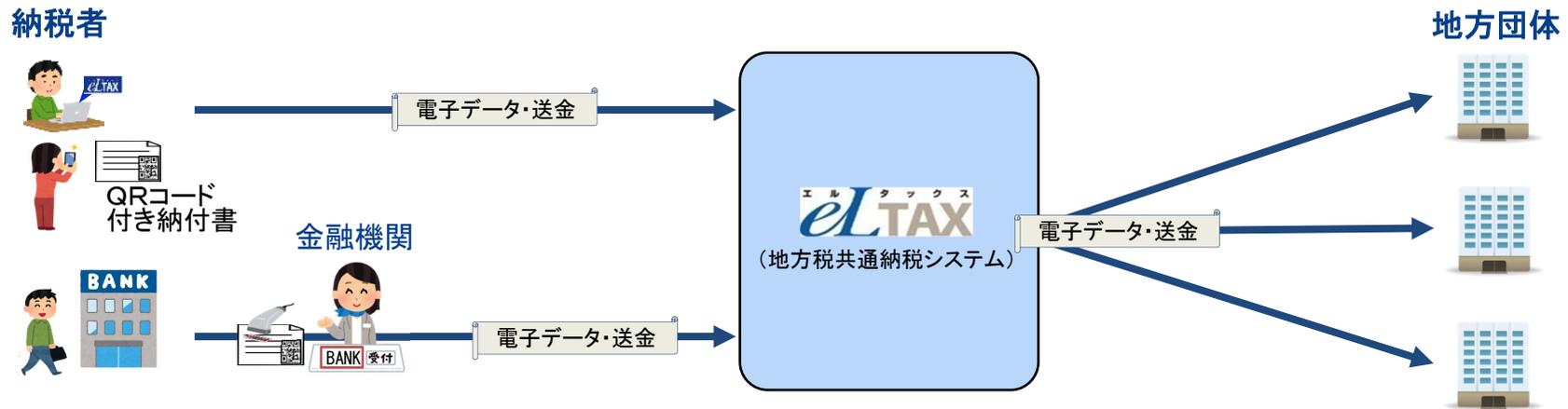
※ 令和4年4月1日施行。



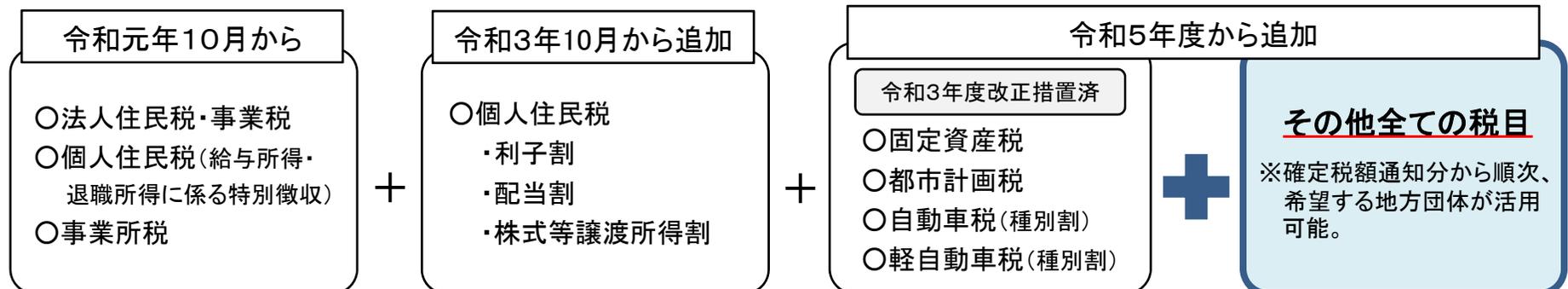
eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大(案)

- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
 - 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。
- ※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



主な税負担軽減措置等

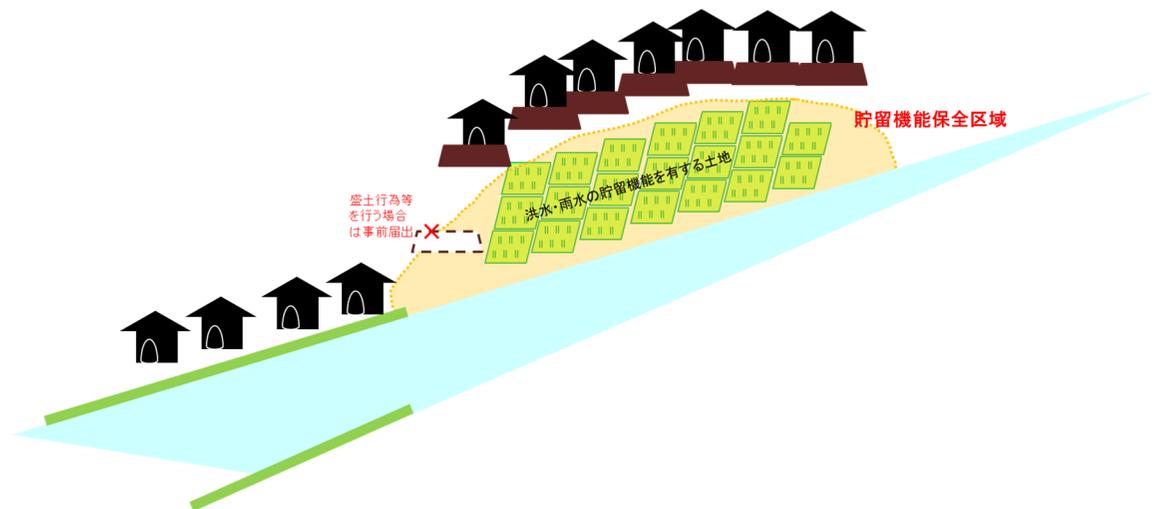
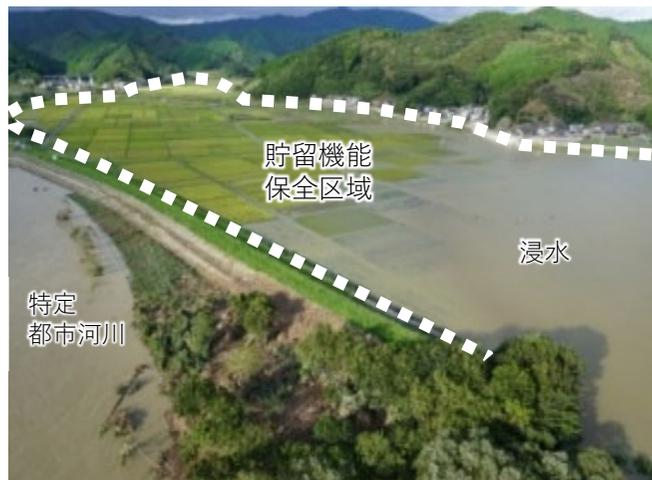
貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域（※）として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の3年度分、価格に $\frac{3}{4}$ を参酌して $\frac{2}{3}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

※ 貯留機能保全区域……河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるもの。
区域内で盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届け出なければならない。

【貯留機能保全区域のイメージ】

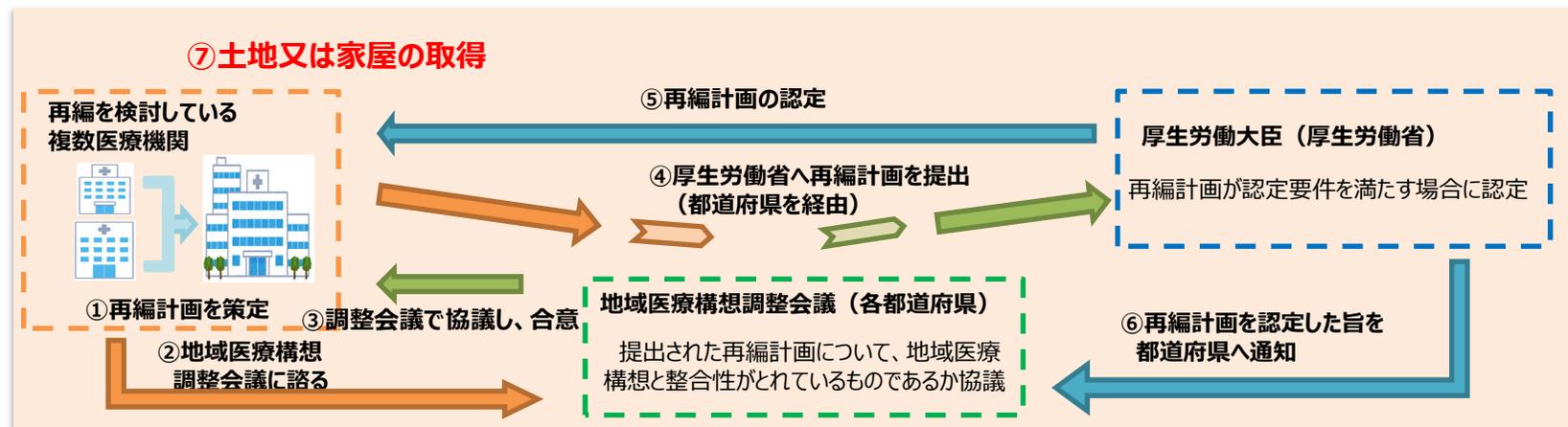


地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する再編計画（※）に基づき、医療機関の再編に伴い取得した不動産について、不動産取得税の課税標準を、価格から1/2を控除した額とする。

※ 地域医療構想調整会議において協議され、厚生労働大臣の認定を受けた計画



新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

特例の概要（現行）

【不動産取得税】

住宅の種別	軽減内容
長期優良住宅	課税標準を価格から1,300万円（本則1,200万円）を控除した額とする

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上240㎡以下

※ 適用期限 令和4年3月31日までに新築された住宅に適用

改正の内容

適用期限を2年延長